

「飲酒運転撲滅 100 日チャレンジ作戦」実施要項

—飲酒運転ゼロのための行動宣言—

1 目的

県内では、飲食店利用客による飲酒運転が多く発生しているとともに、飲酒運転は刑事罰、行政罰等の大きな代償を伴う犯罪であるという県民意識の希薄化が懸念される状況であることから、海の中道大橋における飲酒運転事故の発生から 20 年の節目を迎えるに当たり、期間設定による集中的な飲食店での飲酒運転対策を講じ、飲食店を起点とする飲酒運転の抑止と飲酒運転撲滅気運の高揚を図るもの。

2 実施機関

- (1) 主催 福岡県警察
- (2) 共催 一般社団法人福岡県料飲業生活衛生組合連合会、一般財団法人福岡県交通安全協会、TEAM ZERO FUKUOKA (チームゼロフクオカ)、交通事故をなくす福岡県県民運動本部、福岡市（順不同）

3 期間

令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 12 月 2 日（水）までの 100 日間

4 参加対象

県内に所在する酒類を提供する飲食店（居酒屋、バー、カラオケ店等）

※ 複数店舗を有する参加者は店舗ごとに参加すること。

5 取組内容

(1) 店舗における広報啓発の実施

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（以下「条例」という。）の第 18 条（飲食店営業者の責務）第 1 項に定めるステッカー、ポスター等の店舗内の掲示

(2) 利用客に対する声掛けの徹底

条例第 18 条第 2 項に定める利用客に飲酒運転防止措置の徹底

【取組例】

- 来店者に対する車両利用の有無の確認
- 車両利用者に対する飲酒運転防止措置の徹底
- 従業員向けの声掛けマニュアルの作成及び履行
- その他、店舗独自の取組（オリジナルチラシの制作など）

(3) ハンドルキーパー運動（※）の推進

ハンドルキーパー運動に係る各種取組の推進

【取組例】

- ハンドルキーパー運動に係る啓発物の掲示
- グループ来店者に対する確認の徹底
- その他、店舗独自の取組

※ ハンドルキーパー運動（※）とは

自動車でグループや仲間と飲食店等に行く際に、お酒を飲まずに運転を担当し、仲間を安全に自宅に送り届ける人

(4) 飲酒運転通報訓練（※）の実施

飲酒運転通報訓練に係る各種取組の推進

【取組例】

- 警察と協働した通報訓練又は、自主的に店舗等において実施する通報訓練
- 従業員に対する指導の徹底
- その他、店舗独自の取組

※ 飲酒運転通報訓練とは

飲酒運転を見かけた想定で警察官との110番通報のやりとりを疑似体験するもの

(5) その他の取組

飲酒運転撲滅に資する店舗独自の取組

【取組例】

- キックオフイベント（※1）への参加
- 飲酒運転撲滅宣言の店（※2）への登録
- 店舗SNSを活用した啓発の推進
- 従業員向け研修会の実施など

※1 キックオフイベントとは

令和8年8月11日（火・祝） アクロス福岡 【予定】

イベント詳細については、決定後、県警ホームページやSNS等で公開

※2 飲酒運転撲滅宣言の店とは

条例に基づき、飲食店営業者が飲酒運転の撲滅を宣言し、その対策に取組む店舗
詳細は、福岡県ホームページ「飲酒運転撲滅宣言ホームページ」参照

6 審査

事務局が指定する審査員による審査を実施します。

なお、審査に関するお問い合わせ、審査結果の見直し請求は受け付けません。

7 表彰

- | | | |
|----------|-----|---------|
| (1) 最優秀賞 | 1 件 | 表彰状及び副賞 |
| (2) 優秀賞 | 1 件 | 表彰状及び副賞 |
| (3) 特別賞 | 数件 | 表彰状及び副賞 |

8 入賞店舗発表及び表彰式

- (1) 審査結果は、入賞者のみに通知し、福岡県警察ホームページに掲載します。
- (2) 表彰式の日程は、入賞者に別途通知します。
- (3) 入賞の連絡は電話にて行います。
連絡が取れない場合は、入賞の権利を無効とさせていただきます場合があります。
- (4) 不正等が発覚した場合、表彰を取消します。
- (5) 表彰式を実施し、報道機関に表彰式の開催を発表する予定です。

9 注意事項

- (1) 参加店舗は、道路交通法その他関係法令及び条例を遵守してください。
- (2) 飲酒運転を目撃した際の通報については、十分な安全確保のもと行ってください。
- (3) 利用客との過度な対立を避け、安全を最優先としてください。
なお、個別のトラブルについては、直接介入しない場合があります。
- (4) 取組報告は事実に基づき正確に記載をしてください。
- (5) 報告時に写真等の提出を求められることがあり、その写真等については、警察広報等に活用する場合がありますため、肖像権及び個人情報の保護に十分配慮してください。
- (6) 以下に該当する場合、参加登録を取り消すことがあります。
 - 重大な法令違反が確認された場合
 - 本事業の趣旨に反する行為があった場合
 - 社会的信用を著しく損なう行為があった場合
- (7) 広報啓発物（チラシなど）の制作に使用するイラスト、写真等全てに関して、著作権フリー素材を使用するか又は著作権者の許諾を得てください。
なお、著作権者から使用の許諾を得た場合には、それを証明する書類等の提出をお願いします。
- (8) 広報啓発物が以下の内容に該当する場合は、審査対象外とし、福岡県警察は一切の責任を負いません。
 - 第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの
 - 公序良俗に反するもの
 - 立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの
 - 飲食店営業者及び従業員以外が制作したもの
 - 他のウェブサイト等で公開されている模作と判断されるもの

- 営利を目的とした情報提供、広告宣伝又は勧誘行為に当たるもの
- 本コンクールの適正な運営を妨げるもの
- その他主催者が不適切と判断するもの

10 参加方法（福岡県料飲業生活衛生組合連合会に加盟する店舗は参加申込不要）
福岡県警察ウェブサイト「飲酒運転撲滅 100 日チャレンジ作戦」メールフォームより、
令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 5 時 0 0 分までに参加申込をお願いいたします。

11 実施結果報告
令和 8 年 1 2 月 2 日（水）以降に、福岡県警察ウェブサイト「飲酒運転撲滅 100 日チャレンジ作戦」実施結果メールフォームより報告をお願いいたします。
報告期限は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日（月）午後 5 時 4 5 分までとします。

12 その他
(1) この要項は予告なく変更することがあります。
(2) 参加方法や報告要領について御不明な場合は、下記事務局へお問い合わせください。

○ 事務局

〒 8 1 2 - 8 5 7 6

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部交通部交通企画課飲酒運転対策係

電話 0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1（内線 5 0 3 4）